

■ 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

東京証券取引所を含む全国証券取引所は、全ての国内上場会社株式について、その売買単位（単元株式数）を100株にすることとし、その期限を平成30年10月1日と決めました。

当社は、これに速やかに対応するため、本年10月1日をもって、当社の単元株式数を従来の1,000株から100株へと変更するとともに、売買単位あたりの価格を適切な水準とするため、本年定時株主総会でのご承認により当社株式2株を1株とする株式併合を本年10月1日付で実施いたしました。

本件につきましてQ & A形式でまとめましたので、ご参照ください。

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

今回当社では、2株を1株に併合いたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 3. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に2分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成28年10月1日）の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,000株	1個	500株	5個	なし
例②	3,333株	3個	1,666株	16個	0.5株
例③	250株	なし	125株	1個	なし
例④	59株	なし	29株	なし	0.5株
例⑤	2株	なし	1株	なし	なし
例⑥	1株	なし	なし	なし	0.5株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（上記の例②、④、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

また、効力発生前の所有株式が1株の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありませんか？

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有の当社株式の資産価値に影響はございません。確かに、株主様が所有の株式数は、株式併合前の2分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は2倍となります。

Q 5. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか？

A 5. 特に必要なお手続はございません。なお、上記Q3のとおり、2株未満の株式につきましては、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか？

A 6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買増または買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続につきましては、お取引の証券会社または株主名簿管理人の連絡先までご連絡ください。

株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話(0120)232-711（フリーダイヤル）

Q 7. 受け取る配当金への影響はありますか？

A 7. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式に係る配当は生じません。

以 上